事業主様

西日本パッケージング健康保険組合 理事長 三木 秀一

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた健診の対応について

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、令和2年5月26日付けで、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が発出されましたので、ご案内いたします。本通知において、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、各種健診をはじめとした保健事業全般について、地域における感染状況等を鑑みるとともに、関係者等(健診機関等)と適宜相談の上で実施することとされました。この通知の内容の一部を下記に掲載しましたので、事業所様における健診実施時のご参考にしてください。

加えて、健診関連8団体における健診等の実施再開に向けた感染症対策マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」が策定されておりますので、このマニュアルの「受診者にお願いする事項」と「受診に際して、受診者にお願いする事項」を下記に掲載しましたのでご活用ください。

なお、例年4月から5月にかけては健診を実施される事業所様が多くおられますが、今回の緊急事態宣言のため健診を延期されていることと思います。このため、例年は秋・冬に健診をされておられる事業所様において健診の予約が取れない状況が予想されます。当健康保険組合の保健事業の健診の補助の対応も下記に掲載しておりますのでご覧ください。

- 1 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(保保発 0526 第 1 号) より記載
  - (1) 安衛法等に基づく健康診断の実施について
    - ① 安衛法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた 健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

② 安衛法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法(昭和35年法律第30号)を根拠とする健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる"三つの密"を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、 引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診 断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

## (2) 緊急事態宣言が再度行われた場合

- ① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。
- ② 個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要

性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

2 健診関連8団体における健診等の実施再開に向けた感染症対策マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月14日改正)より記載

((一社) 日本総合健診医学会、(公社) 日本人間ドック学会、(公財) 結核予防会、(公社) 全国労働衛生団体連合会、(公財) 日本対がん協会、(公社) 全日本病院協会、(一社) 日本病院会、(公財) 予防医学事業中央会)

## ・受診者にお願いする事項

#### ○ 事前に受診者へ通知する事項

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。
  - ▶いわゆる風邪症状が持続している方
  - ▶発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
  - ▶過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。) のあった方
  - ▶2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方(およびそれらの 方と家庭や 職場内等で接触歴がある方)
  - ▶2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発 熱含む)との接触歴がある方
  - ▶新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)の 方
- ・ 上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患(持病)の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基 礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受 診延期も考慮していただきます。

## ○ 受診に際して、受診者にお願いする事項

- 健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスク不足が深刻な折、マスクは受診者ご自身で用意してください。万一、マスクがない 場合は健診施設にご相談ください。
- ・ 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館(室)時と退館(室)時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、

界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。

- ・ 健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。

## 3 健康保険組合の保健事業の健診の補助について

健診の補助は、年度で1回のみですが、今回の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、当年度内で健診が実施できず翌年度に実施した場合、翌年度の健診が2回になることが想定されます。

このような場合は、翌年度の2回目の健診も補助しますので、1回目と2回目の健診の申請用 紙の余白等に、その旨を記載の上申請していただきますようお願いいたします。

記載例 (1回目): 例年、1月に健診を受けていましたが、緊急事態宣言のため4月になりました。 今年度の健診は1月に予定しております。

記載例(2回目): 例年、1月に健診を受けていましたが、緊急事態宣言のため4月になりました。 今回の健診は今年度分の健診です。

以上